

福岡市屋外広告物条例の一部改正に係る方向性案に対する 意見募集(パブリック・コメント)を実施します

福岡市屋外広告物条例の一部改正に係る方向性案について、
以下のとおり広くご意見を募集します。

1 意見募集の対象

福岡市屋外広告物条例の一部改正に係る方向性案

2 意見募集の実施期間

令和7年12月23日(火曜日)から令和8年1月21日(水曜日)※必着

3 閲覧・配布場所

(1) 閲覧・配布場所

・市役所本庁舎

情報プラザ(1階)、情報公開室(2階)、

住宅都市みどり局都市景観室(4階)

・市役所本庁舎以外

各区役所(情報コーナー)、入部出張所、西部出張所



(市ホームページ)

(2) 福岡市ホームページ掲載

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/toshikeikan/okugaikoukokubutsu/
okugaikoukoku_joureikaisei.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/toshikeikan/okugaikoukokubutsu/okugaikoukoku_joureikaisei.html)

4 意見の提出方法

氏名と住所を明記の上、下記のいずれかによりご提出ください。

(裏面に参考様式を掲載していますが、それ以外の様式でも構いません)

・上記閲覧・配布場所へ持参

・住宅都市みどり局都市景観室宛に郵送

〒810-8620(住所不要)

福岡市住宅都市みどり局地域まちづくり推進部都市景観室

・ファックス(092-733-5590)宛先:住宅都市みどり局都市景観室

・電子メール:toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

・オンライン回答:右記二次元バーコードよりご回答ください。



(オンライン回答用)

※電話や口頭による意見受付はいたしません。

※氏名・住所は必ず記載してください(記載がないものは不可)

※ページ番号や見出しなど、該当・関連する箇所を示してご意見くださいますようお願いします。

6 その他

・提出されたご意見等の個人情報につきましては、本条例一部改正以外の目的には使用しません。

・お寄せいただいたご意見とそれに対する福岡市の考え方などについては、後日、福岡市ホームページで公表します。

・ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めご了承ください。

福岡市屋外広告物条例の一部改正に係る方向性案に対する意見提出用紙

氏名 (必須)	
住所 (必須)	

該当箇所 (ページ番号・見出し等)	ご意見

※氏名・住所は必ず記載してください(記載がないものは不可)

※ページ番号や見出しなど、該当・関連する箇所を示してご意見くださいますようお願いします。

※ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

<意見書の提出方法>

- ・住宅都市みどり局都市景観室宛に郵送
〒810-8620 (住所不要) 住宅都市みどり局地域まちづくり推進部都市景観室
- ・ファックス(092-733-5590) 宛先: 住宅都市みどり局都市景観室
- ・電子メール:toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp
- ・オンライン回答:右記二次元バーコードよりご回答ください。
- ・窓口持参: 市役所本庁舎／情報プラザ(1階)、情報公開室(2階)、都市景観室(4階)
市役所本庁舎以外／各区役所(情報コーナー)、入部出張所、西部出張所
※情報プラザのみ土日祝(午前9時から午後8時まで)も受け付けます



(オンライン回答用)

<お問い合わせ先> 住宅都市みどり局 地域まちづくり推進部 都市景観室

【市役所本庁舎 4 階、TEL:092-711-4395】